⑤　正当な理由がなくて契約手続又は契約を履行しなかった者
⑥　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑦　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）」に基づくところの暴力団、その構成員、準構成員、その関係者及び警察当局から排除要請がある者
⑧　「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」に基づくところの破壊的団体及びその構成員
⑨　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者で手続開始の決定がされていない者
⑩　当機構に提出した申請書類に虚偽の記載をした者又は虚偽の申告を行った者（申請書様式を改ざんして申請した者も含む）
⑪　その他、当機構に不正な行為をした者
⑫　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

6　申請内容の変更

本公示に基づいた申請を行い当機構の有資格者となった者は、当機構独自審査申請により競争参加資格を取得した者、事前確認手続き申請を行った者いずれの場合においても、競争参加資格認定通知書に記載された事項等に変更があった場合又は再審査を希望する場合には、当機構の指定する「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）（以下、当機構変更届という）」に別途指定する根拠資料を添付して、前記２⑶に掲げる場所に速やかに提出してください。

当機構変更届の入手および変更届けに関するその他の詳細な手続きは、インターネットにより当機構のホームページにアクセスし入手できます。

（独自審査の変更
http://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/henko-dokuji.html）
（事前審査の変更
http://choutatsu.jst.go.jp/html/announce/henko-jizen.html）

7　申請に関する照会先

２⑶に記載。

（別記１　付与数値）

［掲載順序　項目　段階　付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）］

⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側　物品の製造、右側　物品の製造以外）

200億円以上		60、65
100億円以上	200億円未満	55、60
50億円以上	100億円未満	50、55
25億円以上	50億円未満	45、50
10億円以上	25億円未満	40、45
５億円以上	10億円未満	35、40
2.5億円以上	５億円未満	30、35
１億円以上	2.5億円未満	25、30
5,000万円以上	１億円未満	20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	15、20
2,500万円未満		10、15

⑵　自己資本額（数値左側　物品の製造、右側　物品の製造以外）

10億円以上		10、15
１億円以上	10億円未満	８、12
1,000万円以上	１億円未満	６、９
100万円以上	1,000万円未満	４、６
100万円未満		２、３

⑶　流動比率

140%以上		10
120%以上	140%未満	８
100%以上	120%未満	６
100%未満		４

⑷　営業年数（数値左側　物品の製造、右側　物品の製造以外）

20年以上		５、10
10年以上	20年未満	４、８
10年未満		３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		15
１億円以上	10億円未満	12
5,000万円以上	１億円未満	９
1,000万円以上	5,000万円未満	６
1,000万円未満		３

⑹　合計（最高点）100

（別記２　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲）

［掲載順序　契約の種類　①数値　等級　②予定価格の範囲］

⑴　物品の製造

①　90点以上		A
80点以上	90点未満	B
55点以上	80点未満	C
55点未満		D

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは2,000万円以上3,000万円未満、Ｃは400万円以上2,000万円未満、Ｄは400万円未満

⑵　物品の販売、役務の提供等

①　90点以上		A
80点以上	90点未満	B
55点以上	80点未満	C
55点未満		D

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは1,500万円以上3,000万円未満、Ｃは300万円以上1,500万円未満

⑶　物品の買受け

①　70点以上		A
50点以上	70点未満	B
50点未満		C

②　Ａは1,000万円以上、Ｂは200万円以上1,000万円未満、Ｃは200万円未満

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度における独立行政法人科学技術振興機構の「建設工事」及び「設計・コンサルティング業務」に関する競争参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成25年１月７日

独立行政法人科学技術振興機構
経理部長　菅谷　行宏

◎調達機関番号　566　◎所在地番号　11

1　資格の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類は、次のとおりとします。

⑴　建設工事
⑵　設計・コンサルティング業務

2　資格審査の申請

⑴　申請の種類　資格審査の申請については、次の２通りがあります。いずれか一つの申請を行えば有効な申請となります。なお、以下でいう「事前確認」とは、平成25・26年度において文部科学省の資格を得ている者の申請方法をいいます。

㈠　当機構独自審査申請　当機構が独自で審査・付与する競争参加資格を得ようとする者の申請方法となります。２⑷で指定する当機構の申請書「一般競争（指名競争）参加資格申請書」（以下、当機構申請書という。）」のほかに２⑸に示す書類を添付して申請してください。なお、本申請により審査・付与する競争参加資格は、当機構の入札等にのみ利用できる資格となります。国（中央省庁）及び他の機関の有資格者にはなれません。

㈡　事前確認手続き申請　平成25・26年度の文部科学省資格を得ている者であれば、前記２⑴㈠による当機構独自審査申請による競争参加資格を得ていなくても当機構の競争入札等に参加することができます。本方法による申請を行う場合は、２⑷及び２⑸㈡で指定する申請書に平成25・26年度の文部科学省「資格審査結果通知書（写し）」を添えて当機構に申請してください。当該申請を行うことで、前記２⑴㈠による当機構独自審査申請による競争参加資格を取得せずとも当機構による競争参加資格認定がなされたものとします。

⑵　申請書の受付期間　申請書類の受付期間は「当機構独自審査申請」と「事前確認手続き申請」で異なります。また、当機構独自審査申請の場合には、定期審査期間と随時審査期間があり、それぞれ付与する資格の有効期間が異なります。

㈠　当機構独自審査申請の場合

①　定期審査受付期間　官報掲載日から平成25年１月31日（木）の９時30分から17時までとします（ただし、土、日曜日、休祝祭日及び平日の12時から13時までは受付を行いません）。なお、本期間に受付した申請に付与する資格の有効期間は、平成25年４月１日から平成27年３月31日までとします。申請書類に不備がある場合は受付いたしません。審査に必要な書類が全て揃った日をもって受付日とします。また郵送の場合は平成25年１月31日（木）（当日消印有効）とします。

②　随時審査受付期間　定期審査受付期間後は、随時受付となります。なお、随時受付した申請に付与する資格の有効期間は、当機構が競争参加資格認定を行った日より平成27年３月31日までとします。

㈡　事前確認手続き申請の場合　平成25・26年度の文部科学省の資格を取得しましたら、当機構が実施する競争入札までに事前確認手続き申請をしてください。平成25年３月上旬より受付を開始します。なお、本申請による当機構が付与する有資格期間は、文部科学省発行の「資格審査結果通知書（写し）」に記載された有効期間とします。